四一〇五の三、四一〇七、四一〇八の一、四一〇八の二、四一〇八の四、四一〇八の六、四一〇九の一、四一〇九の三、四一一〇の一、四一四、字茂じ久保四一一五から四一一七まで、四一一八の一から四一一八の三まで、四一一九、四一二〇、四一二一の一、四一二一の二、四一二二、四一二三の一、四一二三の二、四一二四の一から四一二四の三まで、四一二四の六、四一二四の九、四一二五の一、四一三六、字寄沢四一五三の一、四一五三の二、四一六一の二、四一六二の一から四一六二の三まで、四一六三の一、四一六三の二、四一六四、四一六五の一、四一六五の二、四一六六の一から四一六六の三まで、四一六六の六、四一六七の一から四一六七の三まで、四一六九の一から四一六九の四まで、四一六九の六、四一七〇、四一七一の一、四一七一の二、四一八〇の一、四一八〇の三、四一八〇の五、四一八〇の七、字小池四三三二の二、四三三二の七、四三三二の九、四三三三の一、四三三三の五、四三三三の七、四三三六の一、四三三六の二（次の図に示す部分に限る。）、四三三六の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岡山県備前市佐山字西浦奥二三、字小豆山東上尾二四、字ヤゲンシヤウ二五、字石井谷口二七、字石井谷池三九九、四〇〇、字鳥打越四〇一、四〇三、字石井谷池南四〇二の一、四〇二の二、字石井谷四一一、字深田谷道上八一二の一、八一四の一、八一四の二、字元山八一六の一、八一七の一、八二三の一、八四〇の二、字元山順礼岩八二四の一、八二五の二、字元山後八八九の一、字惣山南一〇三五の一、一〇三五の三、一〇三六の一、一〇三六の三、一〇三七の一、一〇三七の三、一〇三八の一、一〇三八の三、一〇三九、一〇四〇、一〇四四、字登り尾一〇七五の一、一〇七五の三、一〇七七の一、一〇八〇の一、一〇八〇の三、字大路口東平一〇七六の一、一〇七六の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市相賀字田地一一三〇の一、一一三一、字冷丸一一三九、一一三九の一、一一四三の一、一一四八、一一六三、一一六五の一、一一六六から一一六八まで、一一六九の一、一一七一の一、一一七二から一一七五まで、一一七八から一一八一まで、一一八八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字冷丸一一七五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町畝畑字掛ケノ山五八、五九の一、五九の三、六〇、六一の一、六一の三、六二の一、六二の三、六三の一、六三の三、字岩井谷七六の一、七六の二、七六の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市中辺路町近露字和田谷一四五七（次の図に示す部分に限る。）、字太尾二六七九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字和田谷一四五七・字太尾二六七九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市浜玉町平原字狐平乙一六三七、乙一六四〇の一、乙一六四〇の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也